

公民・地理歴史の概要

京都教育大学附属高等学校教諭
高田 敏尚

現行課程(2013年度～)

教科	科目	標準 単位数	必履修科目
地理 歴史	世界史A	2	いずれか1科目
	世界史B	4	
	日本史A	2	いずれか1科目
	日本史B	4	
	地理A	2	
	地理B	4	
公民	現代社会	2	「現代社会」 または「倫理」・ 「政治・経済」
	倫理	2	
	政治・経済	2	



新課程(2022年度～)

教科	科目	標準 単位数	必履修科目 / 選択科目
地理 歴史	地理総合	2	必履修
	地理探究	3	選択
	歴史総合	2	必履修
	日本史探究	3	選択
	世界史探究	3	選択
	公民	公共	2
倫理		2	選択
政治・経済		2	選択

2018年3月に高等学校学習指導要領が告示された。この新学習指導要領は2022年度から順次実施される。本稿では、改訂された学習指導要領の公民科・地理歴史科の内容を検討していく。

科目構成

新学習指導要領では、公民科、地理歴史科が大きく変更される。

公民科では、選挙権年齢が18歳に引き下げられたことを背景として、社会参画に必要な知識や態度を身につけさせることを目指す科目として「公共」(2単位)が新しく作られた。さらに「倫理」「政治・経済」(各2単位)が現行課程に引き続き設置されている。

地理歴史科では、日本史と世界史の垣根をなくして18世紀以降の近現代史を学ぶ「歴史総合」(2単位)と、環境や防災などの分野を含めた「地理総合」(2単位)という新科目が登場する。そして、これらの学習をふまえて「日本史探究」「世界史探究」「地理探究」(3単位)という科目が設置される。

必履修科目の変更

これまで公民科では、「現代社会」または「倫理」「政治・経済」が必履修科目となっていた。それが新学習指導要領では「公共」のみが必履修科目となる。

地理歴史科では、「世界史A」「世界史B」のうち1科目と、「地理A」「地理B」「日本史A」「日本史B」のうち1科目が必履修科目となっていた。それが新学習指導要領では、「歴史総合」と「地理総合」が必履修科目に変わることになる。

履修の順番

「公共」では、指導計画の作成において「原則として入学年次及びその次の年次の2か年のうちに履修させること」と明記されている。これまで「現代社会」を3年生で履修させている学校もあったと思われるが、原則としてそれができなくなる。

地理歴史科においては、必履修科目を履修したあとに、選択科目である「地理探究」「日本史探究」「世界史探究」を履修できるとされている。「公共」「地理総合」「歴史総合」をすべて1年生に置くことは難しいと思われるため、何らかの工夫が必要となる。

「目標」はどのように変わったか

現行の学習指導要領では、地理歴史科は、歴史や地理への理解と認識を深め、「平和で民主的な国家・社会を形成する日本国民として必要な自覚と資質を養う」ことが目標とされていた。それが新学習指導要領では、「課題を追究したり解決したりする活動を通して、広い視野に立ち、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の有為な形成者に必要な公民としての資質・能力」を育成するとして、「公民」という用語が入り、公民科の目標に近づいている。そのうえで、(1)「調査や諸資料から様々な情報を適切かつ効果的に調べまとめる技能」、(2)「多面的・多角的に考察したり、社会に見られる課題の解決に向けて構想したりする力や、考察、構想したことを効果的に説明したり、それらを基に議論したりする力」、(3)「よりよい社会の実現を視野に課題を主体的に解決しようとする態度」や「我が国の国土や歴史に対する愛情、他国や他国の文化を尊重することの大切さについての自覚」が求められている。

それは公民科でも同様で、現行の学習指導要領では、「社会について主体的に考察させ、理解を深めさせるとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を育て、平和で民主的な国家・社会の有為な形成者として必要な公民としての資質を養う」という内容であったが、新学習指導要領では、(1)「諸資料から様々な情報を適切かつ効果的に調べまとめる技能」、(2)「多面的・多角的に考察したり、解決に向けて公正に判断したりする力」、(3)「現代の諸課題を主体的に解決しようとする態度」や「自国を愛し、その平和と繁栄を図ることや、各国が相互に主権を尊重し、各国民が協力し合うことの大切さについての自覚」が求められている。

これらの目標については、①今回の改訂のポイントが、生徒が学ぶことによって「何ができるようになるか」という点にあること、②2006年に改正された教育基本法で目標に据えられた「公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと」や「我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」を具現化したものであることがいえるだろう。

「内容」について

文部科学省によると、今回改訂された学習指導要領の分量は、現行と比べて、文字数ベースで1.5倍程度に膨らんでいるという。何を教えるかを詳細に示すのは親切ではあるが、それは一方で教員の裁量を狭めることにもなり得る。また、時間数は変わらないのに教える内容が増えれば、授業が消化不良に終わるおそれもある。

「公共」では「専門家や関係諸機関などとの連携・協働」を積極的にはかることが奨励されており、弁護士やNPOなどと協力することが想定されている。このような学習を通して、生徒が主体的・対話的に考察し、構想する開かれた姿勢が求められている。

また領土問題に関しては、「我が国が、固有の領土である竹島や北方領土に関し残されている問題の平和的な手段による解決に向けて努力していることや、尖閣諸島をめぐる解決すべき領有権の問題は存在していない」と記述されている。「歴史総合」においても、「竹島、尖閣諸島の編入についても触れる」とあり、公民科・地理歴史科のほとんどの科目において、「内容の取扱い」で領土問題に関して記述されている。

「主体的・対話的で深い学び」とは

「主体的・対話的で深い学び」は、これまでの受け身で暗記中心の学習を変えるためのキーワードである。これは、2017年に告示された中学校学習指導要領でも触れられている。

では、具体的に「主体的・対話的で深い学び」とはどのような学びなのだろうか。アクティブ・ラーニングを導入すれば済むことであるのだろうか。公民科・地理歴史科の新学習指導要領では「A 次のような知識及び技能を身に付けること」に加えて、「I 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること」という表現が見られる。知識・技能と明確に区別された、活用し探究する力が求められている。それは単に知識を得ることや暗記ではなく、議論する、自分で情報を収集し組み立てる、体験することによって得られる力ではないだろうか。2020年度から「大学入学共通テスト」が開始される。授業は変わるし、変えなければならないだろう。ただし、このような主体的な学びに時間をかけると、授業時間が足りなくなるという悩みも出てくるだろう。